

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失するおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～



ふじみ野市PR大使ふじみん

令和3年12月版

住居確保給付金とは

離職や自営業の廃業、若しくはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、※家賃相当分の給付金を支給するとともに、ふじみ野市ふくし総合相談センターよりそい（以下「よりそい」という。）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

※家賃相当分（実際の家賃額）…共益費、管理費等は対象外

表1

＜支給額＞ 次の表を上限として、収入に応じて調整された額を支給

世帯人数	上限額（住宅扶助額）
1人	43,000円
2人	52,000円
3人以上	56,000円

＜支給期間＞ 3か月間

（一定の条件により3か月毎、9か月までの範囲内で延長が可能）

＜支給方法＞ 市から大家等へ代理納付

☆これまでの支給対象者は「離職又は廃業から2年以内の方」としていましたが、令和2年4月20日から「離職又は廃業には至っていないが給与等が減少して生活に困窮している方」も対象に含まれることになりました。



ふじみ野市PR大使ふじみん

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の1～8のいずれにも該当する方が対象となります。

- 1 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した又はそのおそれがある。
- 2 以下のイ又はロに該当する。
 - イ 申請日において、離職、廃業の日から2年以内である。
 - ロ 収入を得る機会が申請者の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少したことにより、離職や廃業と同等の状態になった。
- 3 以下のイ又はロに該当する。
 - イ 離職等の前に、申請者が主たる生計維持者であった。
 - ロ 申請日の属する月に、申請者が主たる生計維持者であった。
- 4 申請日の属する月の世帯全員の収入の合計額が、次の表2で示す収入基準額以下である（※収入には定期的に支給される公的給付を含む）。

※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額から交通費を除いて算定する。

表2

世帯人数	基準額		収入基準額（基準額+実際の家賃額）	
1人	81,000円	+ 実際の家賃額 （実際の家賃額が上限額を下回る場合は実額）	81,000円+実際の家賃額（上限43,000円）	124,000円
2人	123,000円		123,000円+実際の家賃額（上限52,000円）	175,000円
3人	157,000円		157,000円+実際の家賃額（上限56,000円）	213,000円
4人	194,000円		194,000円+実際の家賃額（上限56,000円）	250,000円
5人	232,000円		232,000円+実際の家賃額（上限56,000円）	288,000円

- 5 申請日において世帯全員の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

6 ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う。

☆令和3年1月1日から求職活動要件等が次の表で示す内容となりました。

受給月数	あなたの状態	必要とされる求職活動条件			
		自立相談支援機関との相談 (月1回以上)	企業応募 (週1回以上)	ハローワーク相談 (月2回以上)	その他の活動
1か月目 ～ 9か月目	離職・廃業	必須	必須	必須	支援プランに従う
	休業等	必須	任意	任意	必須

7 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）及び、地方自治体等が実施する類似の給付等を受けていない。

☆新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金・融資等は除く。

☆令和3年6月11日から当面の間、要件が変更され、職業訓練受講給付金の併給が可能となりました。

8 世帯全員のいずれもが暴力団員ではない。

住居確保給付金の支給額

申請日の属する月の世帯全員の収入の合計額が、P2の表2にある基準額以下又は収入基準額以下である方。

1 世帯全員の収入が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は実際の家賃額。

※実際の家賃額（住宅扶助額が上限）…家賃相当分（共益費、管理費等は対象外）

2 世帯全員の収入が基準額を超え、収入基準額以下の方

☆令和2年7月1日付で支給額算出方法が、次のとおりに変更となりました。

$$\text{支給額} = \text{基準額} + \text{※実際の家賃額} - \text{月の世帯全員の収入合計額}$$

住居確保給付金支給額の限度額は世帯人数により異なる（P1の表1）

例1 単身世帯で、実際の家賃額が40,000円、収入が100,000円の方の場合

【基準額】 【実際の家賃額】 【収入合計額】

住居確保給付金支給額 = 81,000円 + 40,000円 - 100,000円

よって、支給額は21,000円と算定する。

例2 単身世帯で、実際の家賃額が50,000円、収入が85,000円の方の場合

【基準額】 【実際の家賃額】 【収入合計額】

住居確保給付金支給額 = 81,000円 + 50,000円 - 85,000円

46,000円 ≥ 上限額43,000円よって、支給額は43,000円と算定する。

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- 1 生活困窮者住居確保給付金支給申請書
- 2 住居確保給付金申請時確認書
- 3 本人確認書類（健康保険証の写しと次のいずれか）
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、住民票、戸籍謄本等の写し
- 4 離職等又は収入減少を証明する書類
＜離職または廃業の場合＞
離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、廃業届等
＜収入減少の場合＞
減少する前後のシフト表、休業を命じる書類（メール）等
- 5 現在住んでいる賃貸借契約書の写し
- 6 入居住宅に関する状況通知書
- 7 世帯全員の収入が分かる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳、年金を受けている場合は「年金手帳、年金振込額通知書」、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、手当等金額の確認できる書類
- 8 世帯全員の資産が分かる書類の写し
預貯金の通帳等



ふじみ野市PR大使ふじみん

住居確保給付金の申請から決定まで

1 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を「よりそい」に提出してください。
 - 入居住宅の貸主との調整
「入居住宅に関する状況通知書」は、不動産業者等に住居確保給付金の支給申請をすることを伝え、記載してもらい交付を受けてください。
 - 公共職業安定所（ハローワーク）での求職申込みと他施策利用状況の確認
ハローワークにて求職申込みを行い、求職申込み・雇用施策利用状況確認票に記載してもらい交付を受けてください。
- ☆状況に応じ、不要となる場合があります。詳細はお問合せください。**

2 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- 入居している住宅の大家等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。
- 住居確保給付金は市から大家等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

生活費が必要な方は

- 社会福祉協議会では、住居確保給付金受給中の生活費の準備が困難な方を対象とした、「生活福祉資金貸付制度（総合支援資金）」があります。利用するためには要件等がありますので、詳細はふじみ野市社会福祉協議会へお問い合わせください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯を対象とした、「（特例貸付）緊急小口資金」があります。利用するためには要件等がありますので、詳細はふじみ野市社会福祉協議会へお問い合わせください。

☆令和2年3月25日より当面の間、要件が緩和されています。

住居確保給付金受給中の義務

支給期間中は、ハローワークの利用、「よりそい」の支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。

- 1 毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参のうえ、ハローワークの職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」にハローワーク担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともにハローワークで確認印を受けます。

☆状況に応じ、不要となる場合があります。詳細はお問合せください。

- 2 また、毎月4回以上、「よりそい」の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員等へ提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により報告してください。

☆令和3年1月1日から当面の間、要件が変更され、毎月4回以上の面接が月1回以上になりました。面接時、「求職活動状況報告書」を提示し就職活動状況等を報告してください。

- 3 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。毎月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、「よりそい」に報告してください。

☆令和3年1月1日から当面の間、要件が変更され、毎月4回以上の面接が月1回以上になりました。

- 4 さらに、上記に加え、「よりそい」が策定した支援プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- 1 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を「よりそい」へ提出してください。
- 2 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、「よりそい」に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- 1 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで延長することが可能です。
（要件）
 - ・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っている。
 - ・世帯の収入と預貯金が一定額以下である。
- 2 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、「よりそい」へお越しください。

支給額を変更できる場合があります

- 1 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・収入があることから一部支給を受けていた方であって受給中に収入が減少し基準額以下に至った場合
 - ・受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、「よりそい」の指導により市内での転居が適当である場合
- 2 支給額を変更する場合には申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、「よりそい」へお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- 1 毎月2回以上のハローワークでの就職相談、毎月4回以上の「よりそい」の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等の求職活動を怠る方については、支給を中止します。
- 2 「よりそい」が策定した支援プランに従わない場合は、支給を中止します。
- 3 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- 4 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
- 5 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、「よりそい」の指示による場合を除く）については支給を中止します。
- 6 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は支給を中止します。
- 7 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は、支給を中止します。
- 8 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- 9 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- 1 住居確保給付金は、原則ひとり1回の支給です。
- 2 ただし、住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や、会社が倒産した場合に限り、再度支給を受けることができます。
- 3 あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

☆令和4年3月末まで要件が変更され、解雇以外の離職や休業に伴う収入減少等の場合でも3か月間の再支給が可能となっています。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ・住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正支給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を市が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することになります。

資産、収入の状況等を調査することがあります

- ・住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき官公署、銀行、事業主等に対して資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の大家等に入居状況について報告を求めることがあります。

MEMO

<お問い合わせ先>

ふじみ野市ふくし総合相談センターよりせい

TEL : 049-262-8130

FAX : 049-261-3840